

第13回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和5年3月3日(金) 午後2時00分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 中議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 江口千寿、5番 濱口佳史
6番 金子俊博、7番 橋田美和、8番 伊芸精一、9番 松本昌子
10番 垣谷征志、11番 酒井幸男、13番 ハジィフ泉、
【推進委員】
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、4番 宮川建作、6番 尾崎澄夫、
7番 西村節男
4. 欠席委員 **【農業委員】** 4番 山下理恵、12番 福留康弘

【推進委員】 3番 若藤陽介、5番 小橋誠一
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第4条許可申請(農業委員会会長許可)について(1件)
議案第2号 農地法第5条許可申請(農業委員会会長許可)について(2件)
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

 - ・食育活動について

議長 それでは時間もきましたし、予定の人員もきましたのでこれより3月の定例会を始めたいと思います。

 だいぶコロナの方もだいぶ落ち着いてきたかなと思っておりますが、まだまだ感染者もおりますし、また花粉症で自分もそうなのですが、目汁鼻汁で難儀を起こしております。皆さんもお気をつけいただきたいと思います。

 また女性の委員さん、食育活動、大変ご苦労様でございました。ありがとうございました。

 それでは早速議事に移りたいと思います。今日の欠席者、4名おまして、〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんと、〇〇さん4名が休みでございますが、会の方は成立しております。

 今日の議事録署名人ですが、〇〇さんと〇〇君にお願いしたいと思います。

 それでは早速議題に入りたいと思います。

 その前に事務局の方から報告事項あるそうですので、議事に入ります前に事務局の方から説明させていただきたいと思います。

事務局 今日急なですが、健康福祉課から依頼がありまして、健康福祉課がやっている黒潮町健康づくり増進計画の策定に対して、各行政委員会とか、各種団体にご意見を聞かせてもらっているようです。その農業委員会に対してもこの依頼がきました。本日の定例会終了後にですね、向こうにある3階の大会議室、前に定例会をやったところですが、そこで行いたいようなので、可能な限りご協力をお願いできたらと思います。

 本日この他にも、農業振興課主催の人、農地プラン検討委員会もこの部屋で開催されますので、それに参加する以外の方、すみませんが大会議室の方で、推進計画の方で可能な限りご参加をお願い致します。時間は30分くらいのようなので、ほんとに構わない範囲でよろしくをお願いします。

 以上です。

議長 実は私も健康福祉課の方に、こないだ会がありまして呼ばれて行っちゃったんですけど、そういうことで、農業委員会も農業分野の方で意見を聞きたいということで、そしたら3月の3日に定例会があるので、その後でちょっと時間もろうてみんなに意見聞いたらえいわということで、言いましたので、よけいなことやと思いますけども、ご了承いただきたいと思います。なるべく協力していただきたいと思います。

 それでは早速議事に入りたいと思います。議案第1号、農地法第4条許可申請について1件出ております。それから5条許可申請2番の、議案第2号の2番が一緒の人でありますので、一括してやりたいと思います。それでは事務局の方より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお願いします。議案第1号農地法第4条の許可申請1番、それから今

申しあげました第5条の2番、一括説明させていただきます。

まず4条の1番。申請人が黒潮町馬荷の〇〇さんです。申請地としまして、馬荷字タクボ〇〇、畑、244㎡のうち28㎡です。申請理由としまして墓地設置のためとのことです。

続いて下の方へいきまして、議案第2号の2番。ここの譲渡人が4条の方と同じ〇〇さんです。譲受人さんが同じく馬荷の〇〇さんという方で、この方が〇〇さんの妹さんになるそうです。隣接して墓地を設置したいという届出のようになっております。申請地も同じくタクボ〇〇、244㎡のうち13.56㎡。理由としまして同じく墓地設置のためとのことです。

4ページからお願いします。場所としまして、馬荷の岡本大方線。蕨岡の方に出るところを少し過ぎていったあたりです。11月の定例会の際に、〇〇さんから3条申請が上がってまして、そのすぐそばの場所になっています。

続いて3ページがゼンリンの地図となっております。

続いて4ページが拡大の航空写真です。航空写真では確認できませんのですが、今ここが町道の拡幅工事をしているところで、今この見た目よりか、擁壁がついたりして道幅も広くなっていてですね、整理が進んでいる場所になります。

続きまして5ページが公図です。真ん中あたりに〇〇という筆がありまして、その中に上の方に小さく2つ尺が申請地とかかれておりますが、この2つがそれぞれお手設置の場所となります。

続きまして6ページが土地利用計画図兼、排水計画図です。

こちらの計画につきまして、現状の土地筆からそれぞれの土地で分筆予定です。分筆は今後進めていくがですが、農水省の通知の中で、分筆は転用後でも構わないという通知がありますので、これは転用後に、ほぼ平行して進めていくそうなのでここは大丈夫です。

土地に関しては嵩上げ等は特に行わず、墓石の周りに植栽があるがですが、この墓石の周りは碎石をしくとのことです。排水については自然浸透によるとのことです。

次のページに完成の図面が、予定図面が載せております。

続きまして、同じく隣に設置予定の20ページが完成予定図面です。

こちらが隣接道路については、西側が全て山林となっております、今回の筆が全て申請人さんの所有地の中になるということで〇〇ということになっております。

続きまして21ページが現況写真です。ここの赤枠のところは申請地なんですけども、手前にある広い方が〇〇さん、奥の狭い方が〇〇さんの申請地となります。ここがですね、実は町道の整備にあわせて申請者の〇〇さんが一緒に整備してもらいたいゆうことで、コンクリートで固めて工事をしているようです。ここが、写真から見る奥の土地とか、写真で見て手前の方にまだ土地があるので、そこが農地になっているので、農地に続く農業施設ということで、整備をしたつもりとう話がありました。ただそういうことであれば形状変更届であるとか、事前に届け出を出さなければいけないので、ちょっとそういうお話はさせてもらいましたので。気をつけてくださいということになっております。

す。

資金計画につきまして、4条申請の〇〇さんの方が土地設置費用150万円、これがすべて自己資金です。5条申請、〇〇さんの方につきまして、100万円となっております。

土地の取得費は贈与となります。これも全て自己資金です。

農地区分としましては第2種農地となっております。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方で説明がありましたが、この件につきまして担当委員さんの方で補足があればお願いします。

委員 日曜日の日に〇〇さんと4時に待ち合わせて〇〇さんとの申請出したがですけど、4時に待ち合わせて待ってたんですけど、すっぽかされて、〇〇さん。それでどうしても私はこの21ページ、この中でこの申請、赤で囲んじょるとこ、これのずっと上側に同じ高さの畑があるので、ひょっとしたらこれ地番が間違うとるやないかなという疑問が出てきたもんで。夜7時頃〇〇さんから電話がありまして、忙していけざったけどお断りの電話も兼ねてですけど、私この図面の見方がそしたら説明してくれますかゆうて聞いたがです。

そしたらこの申請出とるとこ、この石壁について、これは電柱はどげんなっちゃったがって聞いたが。そしたら、主に地番はこの下の電柱のあるところが同じ地番じゃということ。え、ゆうことで聞きよったら、これだけ高いことはなかったけど、段々の畑があったということ。

そしてもうひとつ聞くけど、この上がる道は誰が舗装したんですかって聞いたら、町がしたと。それとこの石壁からこの電柱の見えちよるところの間、ここに車があがる道がありますが、この間は誰がコンクリート打ったがゆうたら、町が町道のあれでもコンクリートの工事も終わるけん、ついでに打っておったと。ついでに打つということは、〇〇のやることですかね、どうすかゆうことで聞いたがですけど。

どうもどう言うたらいいかね、この石壁の向こう、この電柱との間、この間がコンクリートを打ってみた、これ農地やないですかゆうて聞いた。それをなんか行政書士にどういうたもんかわからんけど、この出しちよるのが通らんかもわからんゆうことで行政書士に電話したらしい。そして行政書士から電話がありまして、なんでその説明をせないかんがやろと。この図面を出しちよる通りでいったらよかるがゆうけん、いやそんなもんやないですよゆうて。他の委員さんからここはどうなっちゃったがゆうて聞かれたときには、補足説明をせないかんから、そんな必要はないと。法律で決まっちゃる。法律、私ははっきりわかりませんがゆうて言うたら、ほんと次の言葉が選挙管理員の法律のプロをやりゆうと。農業委員も農業の法律のプロがやりゆうとゆうけん、やあ、四万十市はそんな賢い人がやりゆうんですかゆうて聞いたがです。私はそこまでは知りません。それを法律のプロにやるんやったら農家でも行政書士します。農家みたいなことしたことない。

とにかく言いようことが、なんでこの他の委員さんが質問せないかんがなど。全然、こっちが言うようこととチンプンカンプンで話が通じんわけながよ。ただ〇〇もなんかあったら法律法律と。このコンクリート上がる道もコンクリート打ったらいかんがやないかねゆうてゆうたら、法律で決まっちゃう上側にあがるために、道を舗装してもかまんと。これも法律できまっちゃうゆうて。そしたらこの電柱との間のこの広いところは、坂道過ぎたところ、コンクリ打っちゃうが、これ農地でしょゆうてゆうたら、農地でもそれも法律で決まっちゃうゆうて、得手がいい法律やねゆうてゆうた。そしたら、今から法律を読んで聞かそうかゆうて言いだしたけん、もう結構ですと。ここまで言う必要はないゆうて電話切ったんですけど。

でも〇〇さんと話したのでは、別段問題はなかったです。〇〇司法書士さんがどうのこの言うただけでございます。よってこの現状でみたら行って欲しいです。

以上です。

議長 今担当委員さんの方で補足説明がありました。この件につきまして何か質疑質問ある方、挙手願います。はい、〇〇さん。

委員 今〇〇さんが言ったわね。〇〇の上によ、こんな10本ばあるけど木が生えよう、そんな専門の人はおらんね。専門の人はおらん。たいてい農業しよう人が農業委員やりようね。

委員 いや、それが頭からかっちり言われたけんね。

委員 それはちょっとこの人の司法書士さんの〇〇はおかしいと。

委員 私も言うたがよ。向こうが最初、選挙管理委員会も選挙のプロがやりようと。ほんで農業委員も農事との法律をこの〇〇も知ったものがやりゆうと。やけん四万十市は賢い方がやってますねゆうた。私はそこまでは知らんよゆうて。みんな農業やりよう、農家もやりようがでゆうたが。それをわかってないみたいながよ。司法書士は。

委員 あんまり〇〇ながはいっぺんちょっと席出ていってもろうて。

委員 (聞き取り不能)

委員 最後には私も言うたけん、あんまり法律上の言うけん。これちょっと法律法律ゆうけど、得手のいい法律に聞こえるがやけど、私にしたら。いうたらむこうもとにかくね。これがどげなっちゃうたって聞いてもよ、次の言葉は法律なんよ。法律で決まっちゃうと。そんなに言われたら私は全然わからんぜ。ほんで今から本を読んで聞かせろかゆうて、そこま

で言われたけんよ。

委員 現状からゆうたら形状変更届出せ。

委員 この隣のところが非農地証明出すぞと言うた。そこは無理やないですか言うたが。これだけ広いところ栗も植えとるし、これ電柱のところは〇〇ですからねこれ、ちょっと無理なところやないろうかね、言うたらほいたらまた〇〇なこと言いだす。

議長 〇〇さん。

委員 21 ページの写真、左側が町道なので、町道の拡張工事かなんかでここへ個人が〇〇でつたがやなしに、町が〇〇。

事務局 工事した道路は町がやりよってですね、やりようけんゆうついでにお願いするゆうがで個人地盤でつたがです。つたがは個人です。

委員 費用は個人。

議長 多分その生コンとか運ぶ時にここもやってくれんか、費用は出すけんというあれでやってもろうたがやないろうかと思うがよ。

委員 今初めて聞いたがやけど、費用はこれ〇〇さんが出しちよるわけ。

事務局 そうだと思います。町が持つことはない。

委員 業者が出すがね。

議長 余ったがのときは、余っちょうけんここへ移しちやろかえゆうことはあるね。生コンが。道で使う分に。

事務局 町が個人にうつことはそれはないと思います。

委員 お金のことはそれは何も言うてなかったけど、町がしたと。

事務局 町が個人にあわせてやったかと。町に個人合わせて個人負担でやったという話やったと思います。

委員 共同のように使われよったがをだいふ。

事務局 確かに〇〇さんがおっしゃるように、これが農業用施設、農道やって、行政書士さんが言うがは、ああいうところ無理やり〇〇のように聞こえんこともないがですけど、ただ農業相手、農業に使うっていうたら、そうなるかもしれんですが。ただ、しっかりここまでコンクリートを打っているので、形状変更を事前に出して欲しいゆうがは絶対あると思いますんで。

議長 問題があるがは先に形状変更を出してもろうて、こういう風な擁壁つきましたゆうことやったらまだ。

委員 なんかんね、現地を見てね、石垣積んじよるがは何をみたらね、その下の地番と同じとは思えん。その今の地番、この〇〇しようこんな高さで畑がきちょうがで。それで現在は、〇〇以上、山やけんかまんようなもんやけど、〇〇とって広いものになっています。

パッとみた感じでは同じ地番とはほんまにわからん。そういうところがあるんやねと私も言うたがやったけど。

委員 段々の畑にしたら3つばああった時に5つも6つも、ひとつの、1筆の土地ゆうがもたまにはあるけんね。

委員 これはいきなり石壁についてきちょうけんね、立ち上がっちょうけんね。それを聞いたがやけど、それ聞いたが、司法書士にしたら納得いかんなっちょるろうかね。なんでそんなこと聞くが、その質問をだれがするがとまで言うけんね、全然話にならん。

終いには私も頭へカッときたもんで、結構ですゆうて切ったやけんど電話を。

議長 おそらくやけんど、勾配のある土地、これで見るとは、こっちは続いてないがやけど、ただただ、勾配がある土地を墓を作るために壁ついて上の段だけこう平衡にした、そういうことながやろうね、多分。もともとは坂の土地やったがやないろうかね。ほんでこんなに段がついて、坂が、勾配があつたがやろうね。

委員 だけど、それでまだ言われたことは、おまえはこの現場をなんで知らんがなとまで言われたけん。もとの原形を。人のくの〇〇ら知るかゆうたがよこっちも。あんたやち人のくの知っちょうかって言うが全部。そんなもん知らせんぜ。じゃなんちや言わんなっちょつたけど。人のくの〇〇らわからんで、〇〇に石壁がどげんなっちょうか。

議長 もう1人の人。これは親戚関係とかになっちょうがか。

事務局 親戚というか兄弟。

議長 兄弟か、ほんであれのがか。

委員 別段あれはないと思う。(聞き取り不能)

議長 本来やったらなんらかのあれで形状変更のあれで始末書なりを出してもらうがが一番ええとは思いますがやけど、もう今回の場合はこの4条5条できちょうがやけん、これ認めるかどうかのあれにかかってくるとは思いますがよ。

事務局 そうですね。許可にあたってもしかしたら県の方から形状変更が必要という声があるかもしれないので、そこはちょっと県にも相談しながら対応はしたいと思います。

委員 この問題は県。はっきりしちよかんとね。各委員やってやられてそんな出されてもなかなか。あっちかまんがに何で〇〇ないかんぞと。

議長 おそらく県に出しても、県が言うたら常設審議委員会らあでかけた場合は始末書が相当ということになってくらせんろうかと思うがよ。もしあれやったら形状変更のあれで始末書出してもらうとか、そういうこともできると思うがやけど。

今回この5条4条ながやけど、これを許可するかせんかやけど、その4条5条については問題はないとは思いますがやけど。

言えばこれ形状変更を先にしちよると、そういうことながやね。問題は。

県の判断を仰いで、先にやちよるがはおかしいということになるとまた始末書なりなんなり。県の判断がどうなるかわからんけん。

委員 4条5条で〇〇しよう分はこの上の墓のところだけだろ。許可するせん。このコンクリ打ちちよるところやないでね。

事務局 申請地外なので。そうですね。

委員 けど、これをまずコンクリ打つがやったら、農地やったらしちよかな。

議長 それがほんまのがよ。形状変更届が。

委員 それを言うたら、上の畑へいくために車をあげないかんけん、こういう作りになつちよ

うっていう構えになっちょう。

委員 なんぼ上の畑へ行くゆうたち届け出せな打たれなコンクリ。

委員 ほんやけこれは農地やろゆうてゆうたが。ほた農地ですて。農地ゆうたらコンクリ打ったら大根もなんじゃ作れんじゃいかと。

委員 変更してからやないとせられんがや。

議長 それのための〇〇よ。

委員 これ出ちよることはできたら私もお願いしたい、通して欲しい。というのは妹さんの甥か、甥子さんが亡くなって、その遺骨をまだお母ちゃんのところへ置いちょうがやと。なるべくはよ入れていけんなんとかしてくれんろうかということやったけん。

委員 (〇〇聞き取り不能) わかるけん、この行政書士がちょっと〇〇ね。これが一番わかっ
ちょうがやろ。

委員 知らん。

委員 (〇〇聞き取り不能) そこ農地だけ残して欲しいゆうがね。それやったら全部を。

議長 先に出してくれたら一番えいがよ。ここで〇〇してあれしても県の方で許可が出ん場合もあるけん。擁壁建てなさいということもあるかもわからんけん。その判断を仰いで、これ始末書でも書いてもらえという判断があるかもしれんし。

今回自分らがあれするがは4条、5条やけん、これを認めるかどうかよ。

事務局 そうですね、おっしゃるとおり、この4条5条については、話しよるところとは、形状変更とは別になるので、ただ、これ県の方が許可出すのに、形状変更の整理が例えば始末書なり、先に形状変更の手続きをすることが必要だったらもう先にそれをしてもらわないかんと思うので、そこちょっと県の見解を聞けたらと思います。

議長 これは保留ということか。

事務局 これはこれで構わないかと思ってるんですけど。

議長 決とるしかない。ここで。4条5条で。

事務局 そうですね。

議長 他に意見はないですかね。もうこの形状変更は別にして。〇〇さん。

委員 〇〇はできるかどうかですけど、やっぱり県の〇〇を聞いてからした方がいいんじゃないかなと私は思うがですけど、ここで（〇〇聞き取り不能）

議長 ここで許可しちよいてから県に話さないかん。

委員 （〇〇聞き取り不能）

事務局 ここでまず県と〇〇と、県は意見を何も言えないので。

議長 うちの農業委員で判断をして、その4条5条について許可しましたゆうことで県にあげらあね。で県がこれは先にこんなことしちよるけんおかしいんじゃないかという判断を仰がないかなね。こうなっちょうがやけん構いませんゆう場合もあるわけよね。ここで決断をせないかんわけ。

委員 ほいたらここで決裁していかんってことになったら県もいかんってことながですか。

事務局 ここでいかんってなったら県もいきませんので。一回は県にあげて。
（〇〇数人同時に発言）

議長 行政書士と県とのやりとりになら。なんでいかんがぞというような。どこやろのやりとりになら。なんでいかんがぞ。出口の墓地のところみたいになって、何回もいかないかんなっくら。

委員 何よりこの行政書士が〇〇見てみたいね。

議長 あこの今の〇〇からちょっと入ったところのじきに右側にあらね。降りたところの。
（数人同時に発言）

（聞き取り不能）

〇〇渡って左側に折れて降りるところがあるがよ。農道へ行く方みたいに。あこのじき降りたところ。

委員 あ、そうか、わかったわかった。

委員 一見視きに行ってください。

議長 とにかくこの4条5条。〇〇さんどうぞ。

委員 さっき〇〇さんが言いよったようにね、〇〇さんお甥が亡いなっちゃって、70になる前に亡いなっちゃって。

委員 おばあちゃんところに遺骨がある。

委員 またこれが許可にならざって県にいつてなんとかゆうてだんだん遅くなったら、この人らあの気持ちもなんかこう、〇〇不安やなと思うことがあるけん、この4条5条で許可出してもろうて、畑として作ってもろうちよった方がなんかいいがやないかなと思います。全部〇〇やなしに、〇〇がね、あるわけやけんよ。なかなか、お母さん、だんだん自分らも司法書士さんがうんと銭出したけん、この〇〇の中にね。全体のがらもう、自分らはなんかこう知った人やないといかん、司法書士とかゆうたら。そんなこともあるがやなと今回思いました。

(聞き取り不能)

議長 司法書士は自分が請け負うたあれをなるべく通したいけんね〇〇。するところもあるろうけんどよ。一概に司法書士が何でもしっちゃるとは限らんけんど、自分らは自分らの判断でええわけやけんよ。

委員 今までもやっぱそう司法書士が〇〇やったゆうがはあるがよ。どうやったがぞゆうて。それで県の方に仰いでそりゃいかんというのがうんとでよった。農地を。

委員 作らいちゃってください(聞き取り不能)

議長 作らいちゃってくださいゆうたち県がいきませんゆうたら作れなね。ここでは許可できても。

委員 けど4条5条の〇〇のものは構んがやろ。(聞き取り不能)

委員 それはもう後よ。

事務局　　もしかしたらですけど、先にこの形状変更の手続きを済ませてからにしてくださいというような支持が出るかもしれないですね。

議長　　とにかく自分らは墓は作っても構いません。この4条5条の許可を出して、県にあげないかんわけやけん。

事務局　　今回あげたらいいと思ってます。

議長　　その後で県がどういう判断するかを、また自分ら勝手にはできんけん、墓を作らすゆうわけにはいかんわけよ。

委員　　県はあげたらすぐにそうやってくれるもんですか。

事務局　　それはすぐに。

議長　　ええかわるいは言うてくれると思うで。こっちから問い合わせした場合は。担当がへごな人やなかったら多分通るとは思うけんど。

それで一応ここで判断、採決したいと思いますが、この4条5条について承認をされま
す方挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。4条5条、〇〇さんでしたかね、〇〇さんですね、〇〇さんの4条申請
とそれから議案第2号の2番、5条申請につきましては承認をされました。

それでは議案第2号、農地法第5条許可申請について、もう1件出てますが事務局の方
より説明をお願いします。

事務局　　また1ページをお願いします。

議案第2号農地法第5条申請の1番です。

譲渡人高知市の〇〇さんと黒潮町中ノ川の〇〇さんです。こちら2分の1ずつの所有と
なっております。

譲受人黒潮町佐賀〇〇さんです。

申請地としまして黒潮町佐賀字小馬路〇〇、田、451㎡です。

理由としまして、高規格道路用地として自宅が立ち退きとなるため、自宅を新築する必
要が生じたということです。

この方ですね、10月の定例会で、この用地が農用地になるので区域除外をするというこ
とで、10月の定例会にあがっていた分です。

そこで県の方で農用地区域の除外がされたので、今回その転用が可能になったというこ

とであがってきた分です。

9 ページからお願いします。

まず場所ですけども、〇〇の集落の中にある、田んぼが広がっている優良の農地となっておりますので、農用地となっていた場所です。ここが〇〇沿いで役場の佐賀庁舎からもすぐ近くとなっております。

続いて 10 ページがゼンリンの地図です。馬路の集会所からすぐの場所となっております。

続いて 11 ページが拡大の航空写真です。ちょっとこの下のあたり、田んぼがちらほらと見えようがですが、かなりこのあたり、新しい住宅らも建っていて、新築がすごい増えている場所でもあります。

12 ページが公図となっております。

続いて 13 ページが土地利用計画図と排水計画図になっています。

こちらを説明させていただきます。

まずですね、土地に関して 1メートル盛土を行って整地をするようです。土地の表層は玄関へつながる通路及び、駐輪所はコンクリート敷き、駐車場は碎石敷きとするようです。

排水計画につきまして、雨水については自然浸透及び申請地西の新設水路に排水予定です。

左下の方にですね、雨水は既存側溝へ放流とここに書かれていますが、既存じゃなくて、側溝を新設するということです。

また生活排水についても合併浄化槽経由後、同じ申請地西側の新設水路に排水予定とのこと。

この新設の水路というのが、町道の下に掘ってパイプを埋設してこの先に大きな排水路があるようなので、そこへ繋ぐそうです。なので、この少し右の方向へ水路とありますが、ここが用水路ながですけども、ここへは排水は行くようにはなっていないということです。

こちらの資金計画ながですが、土地取得費として 300 万円、土地の造成費として 1,200 万円、建築費として 1,000 万円、その他雑費として 100 万円、合計 3,600 万円となっております。全て移転補償費、高規格道路用地の移転補償費が出ますので、そちらで対応されるということ。

隣接農地については全て同意済です。

14 ページが現況写真となっております。

こちらの手前の町道ながですが、この下に排水管を埋設して流していくということ。そしてこの右側の方に見える水路、これが用水路になっているようです。

事務局からは以上です。

議長

今事務局の方からの説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。〇〇さん。

委員 先日、今回〇〇の〇〇さんに〇〇したんですが、仕事中ということで電話で話を聞いたんですが、前回言うたように今回自動車道路の関係で〇〇が立ち退きになるということで、土地をあちこち探しよったそうですが、なかなか〇〇が見つからんで、なんとか、（聞き取り不能）。

議長 今、担当委員さんの方からよろしくお願ひしますということですが、何か、このことにつきまして、質疑質問ある方、ありませんかね。〇〇さん。

委員 〇〇のよ（聞き取り不能）、これは作りよった。

事務局 ここ休耕地となっていたんです。草刈りなどの管理はしよったです。

議長 他に何かありませんかね。周辺農地には〇〇やけんど、排水はパイプで流すゆうことなんやけど、その上水には全然関係ないがやね。

事務局 上水には関係ない。そのために排水を新たに作るということでした。

議長 ここらはまだ田んぼで作りゆうがで。嵩上げるゆうがやけど、ここらには影響はないということやね。

事務局 それは影響ないということです。

議長 周辺農地にも影響はないということでございますが、何か他にありませんかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。この5条許可申請の1番につきまして、承認されます方挙手願ひます。

（挙手全員）

挙手全員です。

議案第2号、農地法第5条許可申請の1番につきましての承認をされました。

それでは、追加議案と致しまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法、第18号、第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権の決定ですが、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 今回追加議案でですね、第3号から6号議案まで上がっておりまして、すみませんがもう少し願ひします。

まず第3号議案の利用権の設定です。

こちらが4-116と4-117、これが同じ借受人さんですので、一括で説明をさせていただきます。

貸付人が黒潮町入野の〇〇さんと、高知市の〇〇さんです。

借受人が、県の農業公社を経由して、〇〇が借りるということです。

場所としまして、入野の字山手、早咲からちょっと県道沿いに入っていったあたりになります。そちらで田んぼになりまして、作目が両方とも水稲となっております。

利用権の設定の方法なのですが、次の4月から地域計画の策定作業に入りまして、作業のする間、2年間になっちゃうがですけども、その間、これまでの利用権設定の方法から少し変わってですね、一括様式という方式になるようです。ただその方法が変わるというだけで、やってることは同じです。今回の通常これまでの料金設定が農業委員会の定例会で貸付人から県の農業公社が借りるという、そういうところだけ承認して、あと、県農業公社が借りた後は県が承認をします。配分については県が承認をするという方法をとってたんですけど、簡単に言えば県がそこに入らなくなって、農業委員で借り受け、一括して承認するという相対についてはそういう方法なのですが、中間管理については、これまで、県の農業公社が借りるところまでの承認だったので、今後は貸付けるまで、農業委員会で承認するようになるようです。

ただやってることは同じなので、県が承認事項がなくなって、農業委員会で承認事項としてこちらに移ってきたということになります。

ちょっとわかりにくいのですが、一括方式というやり方であがってきたがは、〇〇の2筆分です。その下にある、〇〇さんの分なのですが、これは、今までどおりの利用権設定の方法で、県農業公社が借りてるまでをうちの農業委員会で承認するという方法です。

議長 端の最後の水稲というがは田んぼやないがやない。これミカンのはずやがね。〇〇の〇〇の〇〇がやりようがやろ。これは〇〇の子やろうけど、これはハウスが建っちゃったところで、ハウスを取り壊して現在工事しちゃうがやけど、水稲やなくてミカン。柑橘。

事務局 ごめんなさい。ちょっと〇〇からあつたがですが、1ページ目の2つ目、筆でいうと3つ目なんですけど、4-118の作目が水稲となっておりますが、果樹が正しいです。すいません。

先ほどの続きですが、4月からは1活方式という方法変えるので、今回ちょっと試験的に県農業公社やってみようということで、この〇〇の分だけこういう方法でできました。

次のこの〇〇さんの分はこれまで通りの方法でやってるんですけど、4月以降はこの上の方法でやることになります。ただ特に何かやることが変わるわけではないので、これまで通り審査をしていただけたらと思います。

すいません、ちょっとその2つ〇〇さん。借受人、高知県農業公社です。

場所が田野浦の家ノ前でして、作目がすいません先ほどの訂正した通りの果樹です。

こちら県農業公社との利用権設定後、〇〇さんと利用権を設定することになって

います。

次のページに行きましてここからが相対の分です。

まず4-119、貸付人、黒潮町浮鞭の〇〇さん。借受人が同じく浮鞭の〇〇さんです。こちら場所が浮鞭の社で作目がミョウガとなっております。

続いて4-120、貸付人、黒潮町入野の〇〇さん。借受人、入野の〇〇となっております。

場所が入野の平成団地となっております、作目はキュウリとなっております。こちらはこれまで〇〇さんが借りておりましたが、今回エコアグリさんに変更するという届出になっております。

4-121、貸付人、黒潮町下田の口の〇〇さん。借受人、上田の口の〇〇さんです。こちら場所が下田の口の岩合代でして、作目はキュウリとなっております。これは再設定になる分です。

4-122、貸付人、加持の〇〇さん。借受人、同じく加持の〇〇さんです。

場所としまして加持の三島です。作目がタバコとなっております。

続いて4-113、貸付人、出口の〇〇さん。借受人、入野桜野団地の〇〇さんです。

場所としまして、田野浦のヤリガサヤです。作目はショウガとなっております。

この方は少し前に利用権設定があがってまして、ローソンのすぐそばでショウガを作られている方です。

続いて4-124、加持の〇〇さん。借受人、入野の〇〇さんです。場所としましては加持の三島となっております、作目はキュウリです。この場所がすごい広い場所で、4反4畝くらいあるがですけども、そのうちの2反7畝を〇〇さんが借りて、残りを〇〇さんが作られるということになってるようです。

利用権の設定につきましては以上です。

議長 今、事務局の方から説明がありましたが、この件につきまして、何か質問質疑ある方、挙手願います。

委員 (聞き取り不能) なっちょうろ。

事務局 ありますね。

委員 (聞き取り不能)

議長 〇〇何ゆう人。

委員 そこがだいたい〇〇やろ。(聞き取り不能)
農業公社の(聞き取り不能)

議長　　なんかこないだ話しよったがはそこやろうか。なんか〇〇やろか何やろかがハウスへ入ってきよった。それとは違うがか。もっととれるろうかね、〇〇の賃は〇〇。チラッと話しよったけんよ。

委員　　たぶんキュウリかなんか。

議長　　どうながやろ知らんけんどもそれもあるがやろうけんども。元とれるがやろうかゆうは話をチラッと聞いたけんよ。高こなつたゆうて言うて言よったけん。そのがはどうやらわからん。他のどうかもわからんけんども。今なかなかハウスも新しいにや、建てれんにやゆうて言よったがやけん。

この利用権の設定につきましては何かないですかね。いいですかね。

それでは議案第3号につきまして承認を受けたいと思います。

承認されます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。議案第3号につきましては承認をされました。

続きまして議案第4号、〇〇の面積下限面積の廃止について事務局の方から説明をお願いします。

事務局　　議案第4号の下限面積の廃止についてです。

これまでもお話してます農地法の3条申請による農地取得の際の下限面積が法改正により撤廃されることに関連してですね、町独自で定めている30アールの下限面積も廃止する必要があります。

この下限面積というのは本来やったら3条の法で定められちょうがですけども、全国的に50アール、北海道のみ2ヘクタールということで法律では定められています。ただ、実情にその数字では実情にそぐわないだろうということでそれぞれで別段面積を叶えることができるようになっていて、幡多郡では全市町村が30アールで運用されていました。

法律改正で全国的な50アールというのは撤廃されますが、これとは別に市町村で別段面積を設定しているところは、これを廃止する手続きをしておかなければいけないということで今回あげさせていただいたものです。

3条の審査をするときに30アール、3反以上経営面積がないといかんということで、今まで審査しておりましたが、これを今後なしにするということで今回確認をさせていただきたいということです。

議長　　今事務局の方から下限面積の撤廃についてということで説明がありました。法律で決められたことでいかんというわけにはいかんと思いますが何か意見ないですか。〇〇さん。

委員 30アールを廃止してやっぱりこれ田んぼ買うには農家やないと買えんわけ。

事務局 3条の要件が。

委員 うちらで家を作りたくて畑を買いたいけど買えんと。どういうふうにしたらよかろうという相談を受けたがよ。ということはそれでどうしても欲しいがやったらよその田を畑を買ったとか、借りて3反作ってそれで申請せないかんね、言よった。そしたらその必要なくなる、そういうこと。

議長 ただね、下限面積なくなっても、今までみたいに3年3作ゆうもんは撤退しちよらんがよね、いきちようわけよね。ゆうたら農地を習得する場合に3年3作ゆうものをしなさいということはまだあるわけよね、決めちようわけよね。

委員 仮にその土地を欲しい、買うとなってきたら、どうしたらいいかね。

議長 買うことに関しては下限面積がないがやけん買えるけど、3年3作というのはまだいきちようけん、その農地としてなんらか果樹なりなんなり植えて、3年3作作りなさいというよながはいきちよらね。

委員 その場合は、その後は申請らもせないかん。

議長 それは申請せないかなね、農地やけんほら。農地から撤廃するわけにはいかん、5条なり4条なり、出さないななね。家を建てたりする場合に。

委員 その場合は非農地証明かえ。

議長 自分の土地やったら5条よね。家を建てる場合は。非農地にはならなね。何10年もやらんなつちゆう場合には非農地証明でいけるけど、作りよった場合にずっと家建てるゆうたら5条。

事務局 本人の土地やったら5条で。

議長 本人が4条、他の土地やったら借ちようとか、そういう場合は5条許可申請で、自分が取得するやったら4条。

委員 その場合によね、〇〇よね、最初書いちよう。

事務局　ありますあります、書かないかんです。今回宅地転用あったがみたいに、まず〇〇して半年ぐらいはみないかんゆうで聞いちょうがですけど、それ以降にまた転用ができるようになるということです。

議長　3年3作であっても国営農地とか、経営圃場整備するとか、そういうがなかなか農地から抜けんがやないろうかと。ああいう平地、ゆうたらの場合は。国営は特にいかんがやないろうかと。2種農地、第2種農地とかやったらその〇〇場合があるけど、第1種農地の場合は難しいと思うんよ。

委員　今言ったように3年3作ゆうがが残っちょうゆうことになっちょうろ。拡張したい、(聞き取り不能) その場合に(聞き取り不能) 許可は許可にならんということ。

議長　ならん、そうやね。3年3作がいきちょう場合はね。

委員　3年3作で最低限これば耕作せないかんゆう下限面積ゆうがはある。

議長　1反の土地で1アール、そんな作りよったらえいとかそういうことなが。それはちょっと。農地を習得する場合にそういうことがありますよゆうことはゆうちよかないかなね。下限面積は撤廃しちよるけど、3年3作というものはいきてますよと。

委員　ただ、今までやったら〇〇あるゆうあれがあったがやる。ゆうたら (聞き取り不能)。

議長　やね、勝手にはやっぱりね。

委員　(聞き取り不能)

事務局　要件があればなかなか許可にはなってくるがやないかとは思いますがですけどね。ただ3条の許可要件として下限面積以外にたとえばその農機具どればあ持っちょうかとか、〇〇がどれだけあるかっていう審査もありようと思うがですけど、そういうところがあるので、全く農業に関連せん人が簡単に取得できるとか、そういうような環境ではないと思いますね。

委員　見よったらやっぱり〇〇、こんまいがひとつトラック1台で済みようところあるやいか、その方が(〇〇聞き取り不能)

議長　まあどうしてもその家が、建てるとこのいて欲しいというような場合には一度にはいかんやろうけど、そのゆうたら5条申請でゆうたら買って家を建てたいという申請を出して、それが通った後に習得ということはできたけん。どうしても急いで家を建てたいという場合は5条申請。土地を借りて。そういう場合は5条申請で出した方が早い。

委員　これは令和5年4月1日からの〇〇ていいがですか。

議長　ここは法律やけん自分らが何ゆうても結果は決まっちゃうようなもんやけん、反対はできんろ。それでは議案第4号については撤廃ということによろしいでしょかね。

それでは議案第5号はどれですかね。議案第5号、黒潮町農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則につきまして事務局の方から説明をお願いします。

事務局　議案第5号です。こちらの規則が通常の農業委員さんの皆さんに対して支払っている報酬以外に、例えば、今まで農地パトロールとかそういうったところに出てくれた分だけ、上乘せ報酬として支給させていただきよったがですけども、それに関する国の要綱が変わったので、それに伴って町の規則も変えないかんということです。

元になる国の要綱なんですけど、5ページからお願いします。

今回の規則の関連する項目を赤枠で囲みますとなっております。まず交付対象事業ということで、ここのカッコ1番の内容です。これが少し文言が変わったことで、1ページに戻りまして、支給対象活動ということで赤字の部分なのですが、推進員等が行う農地等の斡旋、利用調整、遊休農地の解消、新規参入等の促進等の最適化活動、以下最適化活動と言う、に変更しました。

これまでが、〇〇のところ、農地利用の最適化に向けた活動というものやったがを、より詳しくこういうふう書き換えたという内容ですので、これまでやっていただきよった〇〇の内容と内容的には変わっておりません。

それと、下の方の第4条の能率給の額ということでこれの計算方法が少し変わりました。今後国の要綱なのですが、6ページからお願いします。

2番交付額の算定基準というところで、ここから結構いろいろと書かれてまして、これまでが、勤務していただいたり、農地パトロールにあたっていただいた日、半日が2,500円で、一日が5,000円とか、そういうふうが決まっちゃったがですけど、これからの算定方法というのが、7ページに算定額、カッコ推進委員等一人あたりがっていうふうにあるがですけども、ちょっとこういう計算方法で計算されたものが、農水省から市町村に交付されます。その中で、市町村が実績に応じた交付額を支給するという方法に変わります。

ここに書かれちゃう計算方法というのが、皆さんひとりあたりの支給額を出すのじゃなくて、各市町村の農業委員会で交付する額がこれで計算されますという説明です。それまでは1人、1日出てもらえたら、支給してもらえたら1人5,000円、半日2,500円というふ

うに決まっちゃったが、各農業委員会にこういう方法で交付しますと。その中で、各農業委員会が農業委員さんの実績に応じた額を支給してくださいというような支給方法なので。その元になるのが活動記録簿ということになります。

なので公式の計算方法が変わったということが今回主な改正内容です。

委員 (聞き取り不能)

事務局 それは事務局の方でさせていただきますが、ただ日数、活動記録簿の実績評価というのは日数で評価されるので、それに応じたものが支給されるので、だいたい皆さん同じものになるのかなという感じではあります。

議長 どんなになりようがか、国から降りる金額ゆうものは増えるがかえ、減るがかえ。交付金の場合。

事務局 それぞれの、その年の農水省の予算によりますね。

議長 わからんがか。

事務局 そうながです。

委員 市町村によっても違うがか。

事務局 市町村によっても違います。

議長 活動によって違う。

事務局 活動内容によって違いますね。どれだけ利用権の設定がその年にされようとか、そういう評価点が農水省で計算されて、それに応じて農業委員会に交付されてるんで。

議長 市町村ごとに違うわけ。

事務局 そうですね。

委員 上限額はあらあね。

事務局 上限額はあります。けど上限額はすごい金額なんでそれを超えることはまずないので、大丈夫です。1人あたりの上限額が5、60万くらいだったので、それを超えることはまず

ないので大丈夫です。

議長 推進員等ゆうて書いちょうので、推進委員も農業委員も一緒よね。

事務局 一緒です。推進員も農業委員さんも一緒ということです。

それで、5 ページの国の要綱の上の方に改正例が記載されたがですけど、ご覧のとおり頻繁に改正されているので、またちょっとこういったことが議題では今後あがってきますので、またよろしくをお願いします。

以上です。

議長 わかりましたかね。わかるようなわからんような、えいやらえいやらわからんけんどこういうふうになるということでもよろしですかね。

事務局 支給の計算方法が変わってきましたという内容です。

議長 5号についてはいいですかね。

それでは議案第6号に移ります。議案第6号、令和5年度、最適化活動の目標の設定等につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案第6号の最適化活動の目標の設定です。こちらですね、毎年年度当初に目標が設定がされてなければいけないので、今年度最後の定例会に充てさせていただきました。

これがですね、現在の国の数字であったり、目標に関する、それから今後のスケジュールに関してまとめられたものです。

まず最初の方がですが、ここは統計の資料なので、見ていただいたままです。

次のページにいきまして、1番上の方から農地の集積です。管内の農地面積が785ヘク、これまでの集積面積、これが現在、町で設定している利用権の設定面積です。なので、集積率としてはこれを割って20.9パーセントということになります。昨年この時期に目標としてあげた率がまさに20.9パーセントだったので、目標は達成しているということです。

とにかくその目標に関して今年度の新規集積面積というところで5ヘクと出ておりまして、今年度の実績164に対して目標が169です。その〇〇21.5パーセントというのが来年度の目標数値になります。

遊休農地の解消については、これは農地パトロールででてきたものの結果となっています。目標としては全て解消するという事なので、遊休農地全面積を目標としてあげています。

また次のページです。

新規参入の促進に関してです。4年度の新規参入者が右端にあります6経営体です。そ

の合計面積が1ヘクタールとなっています。権利移動面積というのが、これが利用権の設定と3条申請を足した数字となっています。これちょっと計算方法がどうしてこうなるのかわからないのですが、平成29年度から令和元年度までのものを3年分を平均したものが25.2ヘク。その10分の1が新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積、2.6ヘクとなるようです。

その次にいきまして、最適化活動の目標です。今現在皆さんに活動記録簿を1月あたり6日ということをお願いしていますが、また来年度も同じく6日以上ということでも県から決められておりますので、こちらすみません、1月あたり6日ということでも設定をさせていただきます。また活動〇〇の方よろしくお願ひします。

活動強化月間の設定目標に関してですが、今年度とほぼ同じなのですが、令和5年の7月から9月にかけて遊休農地の解消ということで、コスモスやヒマワリの植え付けによるPR活動を予定しています。

令和5年11月に新規参入の促進ということで、委員による新規参入相談会、新農業人フェアへの参加及び勉強会ということであげさせていただいてます。これが農業振興課の方で年に何回か大阪とか東京でIターンで移住をする方向けに農業人フェアというものをやってるので、可能ならなってくるのですが、農業委員会としてもこれに参加ができたらということで、目標としてあげさせてもらってます。

続きまして、8月から9月に関しまして、農地の集積ということで、これはお伝えしてまず視察研修ということで、8月9月であげさせてもらってます。

次の新規参入相談会への参加目標としまして、これは先に申し上げた農業人フェアということで開催時期、令和5年11月、参加者1名です。内容としまして、例年都市部、東京大阪で開催される就農相談フェアに、町の農業振興担当が参加しているため、農業委員もしくは最適化推進員もこれに同行し、取り組みを推進していきたいということであげさせてもらってます。これについては可能であれば参加できたらということで考えておりますので、またすみませんがよろしくお願ひします。

説明は以上でして、年度当初にこれを設定してですね、今後県の方と連絡を取り合って、修正などが入ってくるかと思いますが、微修正については事務局の方に一任していただけたらと思いますので、すみませんよろしくお願ひします。

議長 わかりましたかね。そしたらほとんど計画でとるんで、承認の必要もかまんかね。こういう目標でいくということでもよろしいですかね。

(異議なし)

それでは事務局の方に修正については事務局の方に任せたいと思います。

以上で議案終わりますので、記録止めさせていただきます。